

提出期限：5月20日（水）

（一社）福岡県法人会連合会 会 長 殿

（公社） 行橋法人会

会 長 小森 弘詞

## 平成28年度税制改正要望事項

検討テーマ	課 題
建物・建物付属設備等の法定耐用年数短縮について	<p>日本経済新聞によると企業の景気が上向いているとの事であるが、私たち中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいように思う。</p> <p>日本では自動車産業が著しく成長したが、これは法定耐用年数が短くて短期に減価償却が計上出来たために車両を購入する企業も投資が比較的し易かった事が挙げられる。</p> <p>建物等が銀行の返済期間を超える期間で法定耐用年数が決めており会計で言うところの自己金融作用が達成出来ずに改修工事や商店街の空店舗を購入して投資、起業する際の足かせになっていると思われる。</p>
提言	<p>建物や建物付属設備等の法定耐用年数を、銀行の返済期間並みに短縮する事で中小企業の資金繰り改善及び改装などの投資意欲促進の為に提言したいと思う。</p>
消費税簡易課税制度の見直しについて	<p>消費税の軽減税率が問題となっておりますが、昨今の中小企業は消費税を実質的に転嫁出来ずにいるように思われる。</p> <p>以前は、記帳負担等を考慮し3,000万円以下は免税としていたが、パソコンソフトの進化と普及により記帳負担は軽減されているが、大手との価格競争で転嫁出来ずに企業の対策として消費税の税率が10%になる時点で、課税事業者の適用要件1,000万円から3,000万円に緩和することを提言したい。</p> <p>5,000万円以下の簡易課税を撤廃して益税となっているものを見直すことで緩和した租税の穴埋めには出来ると思う。</p>

--	--

注：「検討テーマ」は、全法連文書「別紙2」の課題を参考にして項目建てをして下さい。

また、特に、本年度は、「法人税実効税率引き下げによる減税財源の確保策」「消費税の軽減税率導入問題」について、ご検討して下さい。